

香川県立保健医療大学動物実験規程

平成27年2月18日

(趣旨及び基本原則)

- 第1条 この規程は、香川県立保健医療大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（R e p l a c e m e n t、R e d u c t i o n、R e f i n e m e n t）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3)実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4)施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5)実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6)動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7)動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8)動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9)管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（各専攻長、各学科長及び香川県立保健医療大学施設等管理規程第3条に基づく動物舎の管理責任者のうちの教員）をいう。
- (10)実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11)飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12)管理者等 学長、動物実験専門委員会委員長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13)指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(組織)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、総務企画委員会に、動物実験専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員長及び委員で組織し、学長が指名する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者1名
- (3) その他学識経験を有する者1名

(委員会の規定)

第7条 委員会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、年度ごとに、動物実験計画書（第1号様式）を学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場

合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は追加をしようとするときは、動物実験計画（変更・追加）承認申請書（第2号様式）を学長に提出しなければならない。
- 5 動物実験計画の変更又は追加手続きは、本条第2項及び第3項の規定を準用する。

（実験操作）

第9条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

(1)適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2)動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③適切な術後管理

④適切な安楽死の選択

(3)安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4)物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5)実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6)侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験結果報告書（第3号様式）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第10条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書（第4号様式）を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

- 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。

（飼養保管施設の要件）

第11条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

(1)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第12条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が実験室設置承認申請書（第5号様式）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第14条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（第6号様式）を学長に届け出ること。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(マニュアル（標準操作手順）の作成と周知)

第15条 学長は、委員会の意見を聴いて、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

(給餌・給水)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実

験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第21条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第24条 学長は、委員会の意見を聴いて、逸走した実験動物の捕獲の方法等及び毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第25条 学長は、委員会の意見を聴いて、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 委員会委員長及び管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

- ①関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ②動物実験等の方法に関する基本的¹
- ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価・検証)

第27条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

(情報公開)

第28条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年1回程度公表する。

(準用)

第29条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年2月18日から施行する。

2 この規程制定後、香川県立保健医療大学動物実験に関する指針は廃止する。

3 この規程の施行に際し、現に実施されている動物実験等は、この規程の施行の日に、第8条第3項の承認があったものとみなす。

4 この規程の施行に際し、現に実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行っている施設又は実験室は、平成27年3月31日までの間は、第10条第1項又は第12条第1項の承認を受けないうで、当該施設又は実験室において、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができる。

5 管理者が、平成27年3月31日までの間に、第10条第1項又は第12条第1項の承認の申請をした場合、当該申請についての決定があるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

6 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

動物実験計画書

香川県立保健医療大学長 殿

新規 変更・年度更新

提出年月日 年 月 日

研究課題	
------	--

研究目的	
------	--

	フリガナ	所属名	職	動物実験の経験等
動物実験責任者名 (選択項目を■)	氏名 _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	e-mail @ _____			
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目を■)	_____ (_____)	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ @ _____			
	_____ (_____)	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ @ _____			
	_____ (_____)	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ @ _____			
	_____ (_____)	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ @ _____			

実験実施期間	承認後 ~ 年 3 月				中止・終了等	年 月 日	
飼養保管施設・及び 実験室	飼養保管施設				実験室		
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考
使用動物							

研究計画と方法	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入する。）
---------	------------------------------

	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。）
--	---

特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 <input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 <input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験
-----------------------	---

動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 試験・研究 <input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練 <input type="checkbox"/> 3. その他	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> 3. その他
---------------------	---	------------------------------	--

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> A. 剖検により得られた組織又は屠場から得られた組織を用いた実験、あるいは発育鶏卵等を用いた実験。 <input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐える限界に近い又はそれ以上の痛みを与えると思われる実験。
-------------------------------	--

動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 <input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬名及びその投与量・経路を記入:) <input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 <input type="checkbox"/> 5. その他 (具体的に記入:)
----------------------------------	--

安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬名及びその投与量・経路を記入:) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない (その理由を記入:)
-----------------------	---

動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 大学内で焼却 <input type="checkbox"/> 2. 外部業者に依託 <input type="checkbox"/> 3. その他 (具体的に記入:)
-----------------------	---

その他必要又は 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)
-----------------	---

委員会記入欄	審査終了: 年 月 日
--------	------------------------------

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1 変更・追加事項*

(* 実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得ること)

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加

3) その他

2 変更・追加等の理由

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

動物実験責任者
所属
氏名
連絡先

動物実験結果報告書

香川県立保健医療大学動物実験規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 承認番号	
2 研究課題名	
3 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*) <input type="checkbox"/> 中止
	実験（終了・中止）年月日 年 月 日 実験動物の処分年月日 年 月 日
	期間中の実験動物種及び総使用動物数
	結果の概要
4 成果（予定を含む） (得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)	
5 特記事項	

* 変更届が提出されていること

第4号様式（第10条関係）

飼養保管施設設置承認申請書

香川県立保健医療大学長 殿

申請学科長 学 科 名
学科長氏名

香川県立保健医療大学動物実験規程第10条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日

1 飼養保管施設（施設）の名称	
2 施設の管理体制	<管理者> 所属 職名 氏名 連絡先
	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
	<飼養者>（人数が多い場合、別資料として添付） 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
3 施設の概要	1) 建物の構造： （例：鉄筋コンクリート造） 2) 空調設備： （例：温湿度制御、換気回数等） 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称： 規格： 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

4 特記事項 (例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5 委員会記入欄	<p>調査月日： 年 月 日</p> <p>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。</p> <p>意見等</p>
6 学長承認欄	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 承認番号：第 号</p> <p style="text-align: right;">香川県立保健医療大学長</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

実験室設置承認申請書

香川県立保健医療大学長 殿

申請学科長 学 科 名
学科長氏名

香川県立保健医療大学動物実験規程第12条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日

添付資料

1 実験室の名称	
2 実験室の管理体制	<p><実験室管理者>（例：教室主任者等） 所属 職名 氏名 連絡先</p>
3 実験室の概要	<p>1) 実験室の面積：(m²)</p> <p>2) 実験に使用する実験動物種：</p> <p>3) 実験設備（特殊装置の有無等）</p> <p>4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など）</p> <p>5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>
4 特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）	
5 委員会記入欄	<p>調査月日： 年 月 日</p> <p>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 （条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。） <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。</p> <p>意見等</p>
6 学長承認欄	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 承認番号：第 号</p> <p style="text-align: right;">香川県立保健医療大学長</p>

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

